

## 文京区日中短期入所事業実施要綱

- 18文福障第1105号平成18年9月29日区長決定
- 18文福障第2196号平成19年4月1日一部改正
- 19文福障第715号平成19年7月1日一部改正
- 20文福障第540号平成20年7月1日一部改正
- 20文福障第2155号平成21年3月31日一部改正
- 21文福障第570号平成21年6月30日一部改正
- 22文福障第11号平成22年4月1日一部改正
- 22文福障第1204号平成22年9月17日一部改正
- 23文福障第1192号平成23年9月22日一部改正
- 23文福障第2797号平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第697号平成24年6月29日一部改正
- 24文福障第2659号平成25年3月26日一部改正
- 25文福障第11233号平成26年3月31日一部改正
- 26文福障第2057号平成26年10月 1日一部改正
- 27文福障第158号平成27年4月1日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、文京区地域生活支援事業実施要綱（18文福障第1070号。以下「実施要綱」という。）第2条第10号イに規定する日中短期入所事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち、18歳以上の者であつて、かつ、同法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳所持者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証所持者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金の受給者である者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成26年厚生労働省告示第393号）に規定する指定難病による症

状の程度が同告示に規定する症状の程度に該当する者のうち18歳以上であるもの

2 この要綱において「障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

3 その他この要綱において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「告示」という。）において使用する用語の例による。

（事業内容）

第3条 この要綱による事業は、次条に規定する対象者が、区長が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）から日中の活動の場の提供を受け、見守り、入浴、排泄等の支援（以下「サービス」という。）の支給を受けた場合において、サービスに要する費用の一部を支給するものとする。

（対象者等）

第4条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、障害者、障害児、その他区長が特に認めた者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 障害者支援施設に入所していないこと。

(2) サービスを利用する間は、法第5条に規定する障害福祉サービスを利用していないこと。

と。

(3) 法第21条の規定による障害支援区分の認定が区分1以上に該当すること又は区長が障害支援区分1以上に相当すると認めたものであること。

(4) 宿泊を伴わない日中における一時的な利用であること。

(5) 法第5条第8項に規定する短期入所で利用する施設（以下「施設」という。）の利用

であ

ること。

（支給決定）

第5条 サービスを利用しようとする対象者及び対象者である障害児の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下「対象者等」という。）は、区長に対して介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費・文京区地域生活支援事業給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書（文京区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月文京区規則第55号。以下「細則」という。）別記様式第1号）により申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請について、その可否を審査し、サービスの支給を決定したときは文京区地域生活支援事業給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（文京区移動支援事業実施要綱（18文福障第1105号。以下「移動支援要綱」という。）別記様式第2号）及び障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者

証（細則別記様式第5号）又は障害児通所支援受給者証（文京区児童福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第15号）別記様式第17号）を申請者に交付し、支給しないことを決定したときは却下決定通知書（移動支援要綱別記様式第3号）を申請者に交付する。

- 3 支給が決定した対象者等（以下「支給決定者」という。）に対するサービスの支給量は、障害程度、介護者の状況、概況調査等を勘案して、月ごとの利用時間及び日数をもって定める。

（補助額）

第6条 区長は、支給決定者に対して、サービスに要する費用の一部について、地域生活支援事業給付費として1月ごとに支給する。

- 2 地域生活支援事業給付費は、別表第2により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する短期入所の1単位の単価を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）の同一の月の合計額（以下この項において「利用月額」という。）に100分の90を乗じて得た額と、利用月額から別表第1により算定した利用者負担の上限月額を控除した額のうち多いほうの額を支給する。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

- 3 支給決定者が認定事業者からサービスを受けたときは、区長は、当該支給決定者が認定事業者を支払うべきサービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費として当該支給決定者に支給すべき額の限度において、当該支給決定者に代わり認定事業者を支払うことができる。

- 4 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し地域生活支援事業給付費の支払があったものとみなす。

（支給決定の変更）

第7条 支給決定者は、支給決定の内容を変更しようとするときは、介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費・文京区地域生活支援事業給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請について、変更の可否を審査し、支給決定内容の変更を決定したときは文京区地域生活支援事業給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（移動支援要綱別記様式第4号）を申請者に交付するとともに、障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証又は障害児通所支援受給者証に変更事項を記入し、変更しないこととしたときは却下決定通知書を申請者に交付する。

（支給決定の取消し）

第8条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条又は前条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。
- (3) その他区長が支給決定を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第9条 支給決定者は、事業を利用しようとするときは、認定事業者に障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証又は障害児通所支援受給者証を提示し、当該事業者と契約を結ぶものとする。

(認定事業者)

第10条 認定事業者となることを希望する者は、別に定めるところにより区長に申請しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(利用者負担の上限額)

- 2 支給決定者がこの要綱による事業のほか、法第5条に規定する障害福祉サービス、法第77条第1項に規定する事業（同項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付等を行う事業を除く。）及び同条第3項に規定する事業（日中短期入所事業を除く。）を利用した場合で、利用した各サービスの同一の月における利用者負担額（各事業に要する費用から、各事業に対し区長が支給する額を控除した額）の合計が、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を超えたときは、利用者負担額は、当該各号に規定する額を上限とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円

- (2) 支給決定者（障害者に限る。）及び支給決定者と同一の世帯に属するその配偶者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が16万円未満である者 9,300円

- (3) 支給決定者（障害児の保護者に限る。）及び支給決定者と同一の世帯に属する者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2

号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満である者 4,600円

- (4) 市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者（支給決定者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）が事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（文京区特別区税条例（昭和39年12月文京区条例第44号）の規定に基づき当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における支給決定者をいう。）又は支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者が事業のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者 零

- 3 前項第2号から第4号までに規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成19年7月1日より施行する。  
2 平成19年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区日中短期入所事業実施要綱付則第5条の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は平成20年7月1日より施行する。  
2 平成20年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区日中短期入所事業実施要綱付則第2項及び第3項の適用については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区日中短期入

所事業実施要綱付則第3項の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区日中短期入所事業実施要綱付則第2項及び第3項の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区日中短期入所事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の文京区日中短期入所事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の文京区日中短期入所事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区日中短期入所事業実施要綱付則第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区分	対象者	利用者負担の上限月額
(1)	次号から第4号までに掲げる者以外の者	37,200円
(2)	支給決定者（障害者に限る。）及び支給決定者と同一の世帯に属するその配偶者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が16万円未満である者	9,300円
(3)	支給決定者（障害児の保護者に限る。）及び支給決定者と同一の世帯に属する者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満である者	4,600円
(4)	市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者（支給決定者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）が事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（文京区特別区税条例（昭和39年12月文京区条例第44号）の規定に基づき当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における支給決定者をいう。）又は支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者が事業のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者	零
<p>(注)</p> <p>区分(2)から(4)までに規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地</p>		



方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第2（第6条関係）

障害支援区分		1 日 の 利 用 時 間		
		4時間未満の利用	4時間以上8時間未満	8時間以上
障 害 者	区分6	2 2 3 単位	4 4 6 単位	6 6 9 単位
	区分5	1 9 0 単位	3 7 9 単位	5 6 9 単位
	区分4	1 5 7 単位	3 1 3 単位	4 7 0 単位
	区分3	1 4 1 単位	2 8 2 単位	4 2 2 単位
	区分1及び区分2	1 2 3 単位	2 4 6 単位	3 6 9 単位
障 害 児	区分3	1 9 0 単位	3 7 9 単位	5 6 9 単位
	区分2	1 4 9 単位	2 9 8 単位	4 4 6 単位
	区分1	1 2 3 単位	2 4 6 単位	3 6 9 単位
療養介護対象者又は 重症心身障害児 (医療施設) (I)		6 5 2 単位	1, 3 0 5 単位	1, 9 5 7 単位
療養介護対象者又は 重症心身障害児 (医療施設) (II)		6 0 2 単位	1, 2 0 4 単位	1, 8 0 5 単位
遷延性意識障害等		3 5 1 単位	7 0 2 単位	1, 0 5 3 単位
低所得者食事加算		3 0 単位		

(注1) 療養介護対象者又は重症心身障害児（医療施設）（I）については、告示別表第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）に対して、厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。）2の2のイに適合しているものとして都道府県に届け出た指定短期入所事業所（認定事業者に限る。以下同じ。）においてサービスを行った場合に、1回につき所定の単位数を算定する。

(注2) 療養介護対象者又は重症心身障害児（医療施設）（II）については、告示別表第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、施設基準2の2のロに適合しているものとして都道府県に届け出た指定短期入所事業所においてサービスを行った場合に、1回につき所定の単位数を算定する。